

近江国の「町」まち地名をめぐって

——条里呼称法の基礎的研究——

伊藤 寿和

一 はじめに

近江国は、大和国とならぶ歴史地理学研究の好フィールドである。かつて、米倉二郎^①が条里集落の存在を想定し、足利健亮^②が郷の正倉を追求したのも、この近江国であった。

近江国の条里制に関しては、琵琶湖を中心として右回りに一周する条里呼称法の統一状況を足利^③が解明したことにより、ほぼ一段落した感が強い。けれども、さらに解明しなければならない課題も幾つか存在している。その中の一つが、本稿で論じる、これまでの条里制研究において言及されることの少なかつた、近江国に広く分布する小字の「町」まち地名である。

これまでの条里制研究においては、研究のウェイトが大きく地割論に傾き、呼称論に対する相応の考究を著しく欠いてきた。参照すべき近年の呼称論の研究は、服部昌之^④・金田章裕^⑤の両大著に載せられた論文のみである。

したがって、近江国の条里呼称法に関しても、基礎的なデータの博搜・検討からまず始めなければならない状況に

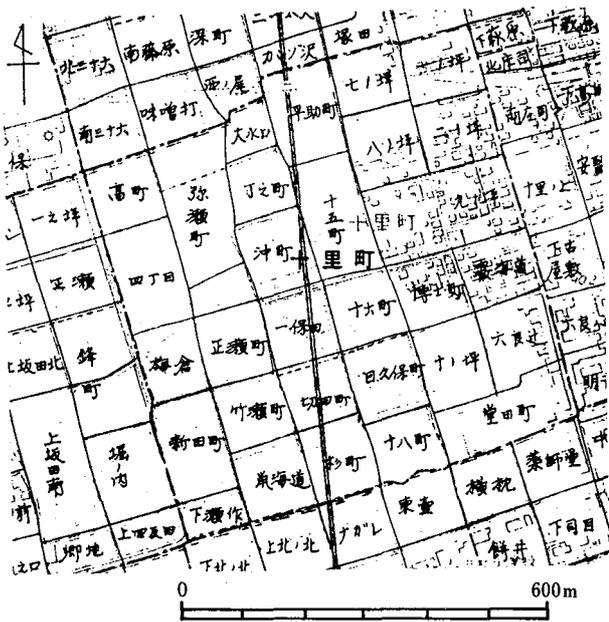


図1 長浜市十里町の小字名

ある。本稿では、条里の最も基本となる一町四方の空間を指し示す呼称・地名に関して、基礎的な史料の提示・検討から始め、導入・定着・変容をめぐる諸問題の一端を考えてみたいと思う⁶⁾。

二 近江国の「町」地名

図1として示したものは、湖北に位置する長浜市十里町の小字名である。これは、旧坂田郡の四条十里とその周辺部に相当する。北東角に始まって南行する平行式の坪並がよく残されている事例の一つと云えようか。

このような坪並は、近江国の他の地域においてもごく普通に見うけられるものであり、さして珍しいものではない。けれども、注目すべきは、図1のほぼ中央に存在する「十五町^{まち}」・「十六町^{まち}」・「十八町^{まち}」の三つの、数

詞による「町^{まち}」地名である。

「一ノ坪」・「二ノ坪」などの小字名が、正しく四条十里の一坪・二坪の位置に遺存しているように、この「十五町」・「十六町」・「十八町」の各小字名も、確かに同条里の十五坪・十六坪・十八坪のそれぞれに相当する位置を

占めているのである。

したがって、条里制に基づく阡陌地割の上に遺存していること、十五町の如くに数詞をとまなっていること、さらには、いわゆる条里制の「坪」地名と混在している点からしても、条里呼称に属する小字名であると考えざるを得ないのではないか。

これまでの研究においては、近江国の条里の地割と呼称を図上で復原するに際しても、この「町」地名の存在を十分に留意して論じることなく、単に「坪」地名と同等に利用してきたのが実状である。

では、何故に、一般的な条里呼称である「坪」地名と特異な「町」地名が、このように混在しているのか。そして、何故に、「坪」地名ではなく、「町」地名が数多く存在しているのか。筆者の究明したい点はここに尽きると云ってよい。

図1で提示した小字名の遺存状況は、近江国の他の地域ではどうであろうか。本来ならば多くの図を示して、その遺存状況を検討すべきであろうが、そのような紙幅をもたない以上、筆者の管見の範囲で、その存在を認めえた数詞をとまなう「町」地名を、一覧表として示したものが表1である。

表中には「まち」と訓じる小字名とともに、竜王町小口の「十二ノ町」の如くに、「チョウ」と音読する事例も含めてある。さらには、近江町飯の「十二条町」のような関連する「町」地名も載せている。

このような、数詞をとまなう「町」地名が、条里制に基づく「坪」地名と混在している事例を表としてまとめる段階で、新たな幾つかの事実を確認しえた。

その第一は、図1で示した湖北のみではなく、湖東・湖南・湖西と、近江国のほぼ全域にわたって、「一ノ町」の

表1 滋賀県の「町」地名

草津市	支那中 ¹ (老ノ町・二ノ町・八ノ町・七ノ町)
守山市	三宅 ² (市之町)
土山町	山中 ³ (一ツ町・三ツ町)
近江八幡市	多賀 ⁴ (八ノ町)、金剛寺 ⁵ (一ノ町)、鷹飼 ⁶ (四之町)、西庄 ⁷ (市ノ町)、十王町 ⁸ (六之町)、馬淵 ⁹ (一ノ町)、長光寺 ¹⁰ (五ノ町)
蒲生町	下小房 ¹¹ (七ノ町)
竜王町	小口 ¹² (十二ノ町・十八町・十九町・中十九町)、須恵 ¹³ (二ノ町)、林 ¹⁴ (上五ノ町・下五ノ町)
八日市市	下羽田 ¹⁵ (十ノ町)、中羽田 ¹⁵ (八ノ町)、上羽田 ¹⁵ (七ノ町)
五箇荘町	七里 ¹⁶ (一ノ町)
能登川町	川南 ¹⁷ (上十六町・下十六町・十七町・廿三町・廿四町)
彦根市	小泉 ¹⁸ (一ノ町)、八坂 ¹⁹ (廿七ノ町・三十三ノ町)、大藪 ²⁰ (十六町)、日夏 ²¹ (二ノ町・一ノ町・三ノ町・五ノ町・六ノ町・七ノ町・八ノ町・九之町・十之町・上十二ノ町・下十二ノ町・拾壱町・拾貳町・拾三町・五ノ町・五ノ町)、高宮 ²² (七町・市ノ町・北六町)
豊郷町	四十九院 ²³ (六町)、石畑 ²⁴ (六町)、八町 ²⁵
長浜市	川崎 ²⁶ (十九町)、山階 ⁴⁵ (一ノ坪町)、今 ²⁶ (六ノ町・三七町)、小沢 ²⁸ (十五町)、十里 ²⁹ (拾五町・拾六町・十八町)、七条 ³⁰ (十二町)、国友 ³¹ (一ノ町・二ノ町・三ノ町・四ノ町・五ノ町・六ノ町・七ノ町・八ノ町・九ノ町・十ノ町・十一ノ町・十二ノ町・十三ノ町)
山東町	本郷 ³² (五ノ町)
近江町	飯 ³³ (十二条町・小一条町)、宇貫野 ³⁴ (北三条町・南三条町)、長浜 ³⁵ (上三条町・下三条町・六ノ坪町)
湖北町	速水 ³⁶ (十一町・十六町)、大光寺 ³⁹ (六町)
虎姫町	月ヶ瀬 ³⁸ (四ノ町)
びわ町	落合 ³⁹ (八ノ町)
今津町	深清水 ⁴⁰ (十六町)
安雲川町	田中 ⁴¹ (三ノ町・外八町)
高島町	永田 ⁴² (九ノ町)
木之本町	木ノ本 ⁴³ (八町)、黒田 ⁴⁴ (八町)

「町」地名の位置は図2に示す

1に存在する「沖町」・「杉町」に代表されるような個有名詞をともなう「町」地名をも考察の射程内に含めるならば、その数はきわめて膨大なものとなり、近江国における「町」地名の影響力の大きさを、改めて窺い知ることができらる。

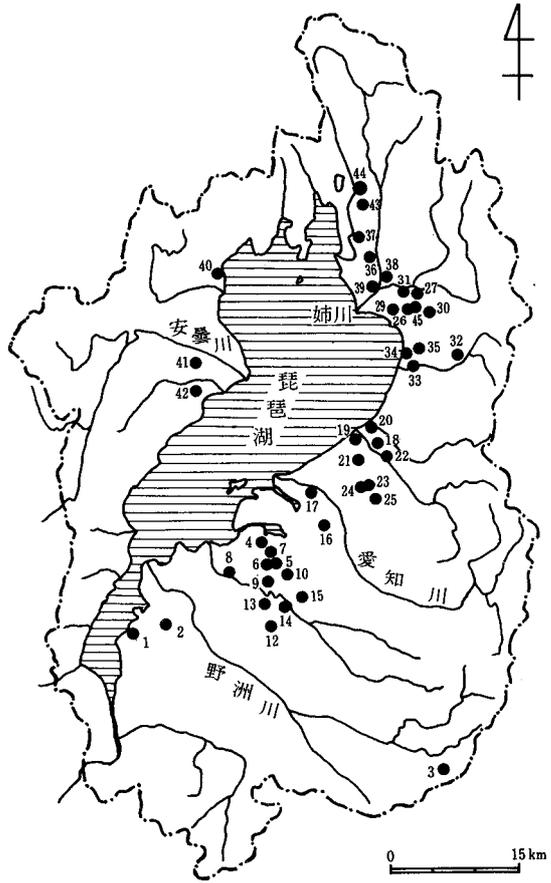


図2 近江国の「町」地名の分布概要
 (地図中の番号は表1の右肩に付した番号と対応)

如き小字名が確かに存在していること。第二に、その大半が条里制に基づく阡陌地割の上に遺存し、「坪」地名と混在していること。第三に、多くの「坪」地名がそうであるように、「町」地名もまた近江国の各郡の条里呼称にあてはまるものもあれば、その位置が移動し、拡大している事例も存在する。第四に、図

三 近江国の条里史料

近江国における条里呼称法の導入・整備から定着に至る状況をおさえるために、ここでは、奈良中期から平安初期にかけての条里呼称を記す史料を逐一検討し、それを経た上で、平安中期に至るまでの条里関連史料の概要を表2として示すこととしたい。

a 天平感宝元年（七四九） 聖武天皇施入勅願文写^⑧

水田老伯町 近江国
蒲生郡

四至 東限神崎蒲生境并佐々木山長峯
西限五条畔

南限島坂長峯
北限大渭

聖武天皇が、近江国蒲生郡に所在した水田百町を、大和国の薬師寺に勅施入したものである。ただ、この史料は、鎌倉期前後の写しであり、西の四至として記す「五条畔」が確かに正文の通りであるならば、近江国での条里呼称法の導入を示す初見史料となしえよう。

b 天平勝宝三年（七五一） 東大寺領近江国水沼村・霸流村開田地図^⑨

十一 条二里一柴原田六十歩

近江国において、条里呼称法の導入・整備を確定しうる初見史料である。水沼村・霸流村の両図ともに、地割の界

線と条里呼称法の整備状況を明記している。

c 天平宝字二年(七五八) 近江国司牒写^⑩

近江国司牒 川原寺三綱

廿七条廿六上山本田九十歩 卅二上山本田

卅三下山本田二段二百歩 益百歩

卅四上谷口田二段三百五十歩 益九十歩

已上甲加郡藏部郷音太郎竟田者

卅五谷尻田一段百八十歩

同郷椋人刀良売田者

牒寺与前件竟等相訴墾田勘検天平

十四年班図田籍并令校図竟等之名定日

数具如前令録事状牒至准状以牒

天平宝字二年五月十九日

本来ならば、行論に必要な文言のみを抄出すべきであろうが、従来、歴史地理学会に周知されていなかった史料であり、これまでの研究においても言及されておらず、全文を引くこととした。

この史料は、甲賀郡の条里制研究は無論のこと、近江国全体における条里呼称法の整備状況をも検討するにたる、

表2 近江国の条里史料

749年	蒲生郡	水田壹佰町近江国蒲生郡四至西限五条畔	大-3-242頁
751年	犬上郡	十一条二里一柴原田六十歩	莊絵-上-5頁
758年	甲賀郡	廿七条廿六上山本田九十歩	所報19号
778年		十三条十八里	大-6-599頁
796年	愛智郡	十条五里卅五家田北二百歩	平-1-15号*
802年	〃	十条六里五野中田西二段百歩	〃-1-22号
818年	〃	十条六里四上野田佰柒拾陸歩	〃-1-44号
819年	坂田郡	大原一条三里廿二今治田伍段	〃-8-4421号
820年	愛智郡	十二条八長田里廿七広田口切田參段	〃-1-47号
823年	坂田郡	大原三条三里廿五墓原百八歩	〃-1-48号
825年	愛智郡	十二条九里六新治田	〃-1-50号
832年	坂田郡	〓三条二里十五蓬田東畔本云	〃-1-53号
833年	〃	大原一条四里六萬〓	〃-1-54号*
835年	〃	大原二条六里廿七家依田二百六十歩	〃-1-57号
836年	〃	大原一条三里廿今牟小田地三段	〃-1-60号
837年	愛智郡	八条八里九古家田五段	〃-1-62号
840年	〃	十一条七里卅五野依田壹段	〃-1-65号
838年	〃	十二条八栗前里卅林田南貳段	〃-10-4443号
847年	〃	十一条九里三窪田壹段	〃-1-87号
848年	〃	十三条十里一石寺東壹段	〃-1-89号*
854年	〃	十二条九里卅六中桑原田壹段	〃-1-114号*
855年	〃	十二条九里十二桑原田貳段	〃-1-120号
857年	〃	十二条七里廿一林田一佰捌拾歩	〃-1-123号
859年	〃	九条九里卅二中荒木田二百歩、下右坪	〃-1-128号
861年	〃	十三条十一里一川原田壹段佰捌拾歩	〃-1-131号*
863年	〃	十一条七里卅五門田東壹段	〃-1-135号
864年	〃	十二条七里廿林田壹佰陸拾歩	〃-1-144号
865年	〃	十条五里卅五家田貳段貳佰歩	〃-1-147号
866年	〃	十条六里五野中田貳段	〃-1-149号*
868年	〃	十二条七里廿八林田南一段	〃-1-159号
873年	高島郡	六条七里廿七坪五百七十扮	木簡
902年	愛智郡	十三条十里九淵辺田者北方	平-1-187号
932年	蒲生郡	〓条〓里廿八坪三段 十条十里廿三泉田一段〓十歩	〃-1-239号

大：『大日本古文書』、莊絵：『日本莊園絵図集成』、所報：『東京大学史料編纂所所報』、平：『平安遺文』。（*は他にも同年の史料があることを示す）

重要史料である。

とくに、近江国においても、天平十四年（七四二）の班田図、すなわち四証図が確かに作成されていたこと、そして、国司牒と云う当時の一級史料においてさえも、近江国に条里呼称法が導入された初期の段階においては、「廿七条廿六上山本田九十歩」の如き「里」の記載を全く欠く、やや混乱した表記が存在したことをも明示している。

d 宝亀九年（七七八）穂積真乗女寄進解^①

合地二処之中構屋一間 釜一口功口分田者
十三条十八里有地放主所進入者

史料中には地名を記しておらず、国郡名を確定しえない。けれども、里数が十八里とかなり大きいこと、史料に載せられた人名が、穴太村主・穴太曰佐・錦部・錦村主と、近江国と関連の深いことからして、目下のところは、近江国の史料ではないかと愚考している。

e 延暦十五年（七九六）近江国大国郷墾田売券^②

十条五里卅五家田北二百歩

近江国においては、これ以後、愛智郡大国郷・八木郷関連の売券が数多く残っており、条里呼称法の定着を確認しうる。その状況を概要として示したものが表2である。

これまで検討してきた史料により、すでに奈良中期において、近江国に条里呼称法が導入・整備されていたことは確認できる。けれども、条里の最も基本となすべき一町四方の空間を指し示す「坪」呼称の、特に「坪」の文字に関

しては、当該期の史料の上では、その導入・定着の状況を全く確認できないのである。

したがって、近江国において条里呼称法が導入・整備されて定着した奈良中期から平安初期の段階においては、史料の上では「坪」の文字を全く欠いており、阿波国^⑧と同じく「条―里―坪」の呼称が用いられていたのか、越前国・大和国と同じく「条―里―坊」の呼称が用いられていたのか、確認できないのである^⑨。無論、本稿の主題である「町」地名に関しても、この時期の史料からは、その存在を全く確認できない状況にある。

このように、奈良中期から平安前期を通じて、我々が研究に際しての一般常識としてもつ「坪」呼称の表記を、かように、かたくななまでに拒絶する多くの史料が存在する事実を、どのように考えればよいのであろうか。

近江国における「坪」の文字の初見史料は、著名な『愛智荘検田帳』^⑩であり、年代的には貞観元年（八五九）まで下ることになる。ただ、この史料においても、条里の表記は「九条九里卅二中荒木田二百歩^下」の如く、旧来のまさに教詞の下の「坪」の文字を欠いている。大和国の元興寺より下向した学頭僧・延保が、荘田の地子をめぐって田刀らを論破するに際して、各々に、「右坪、自往古注常荒、今臨地勘見熟、即進地子、」などと注記する個所に「坪」の文字が初見されるのである。大和国の状況をふまえて、「坪」の文字を寺僧が使用したとの深読みもできなくはない。

近江国における条―里をとまなう「坪」呼称の初見史料は、実に、貞観一五年（八七三）まで下るのである。この史料^⑪は、一九七四年度に、湖西に位置する高島郡高島町の鴨遺跡より発掘された縦一六六・五センチメートル、横六・四センチメートルにも及ぶ長大な木簡に墨書されたものである。木簡の上端から四・五センチメートルの位置に、○・八センチメートル四方の穴が開いており、釘などに掛けて使用されていたと推定されている。文字通り近江国の

示す文字は、少なくとも、現在認めうる史料の上では全くその定着を確認できないのであり、班田制が崩壊した後の平安中期以後に至ってようやく史料の上で「坪」呼称が安定的に記され、定着したことを知りうるのである。



図3 福井県今立町南中山の小子名〔県史編纂室原図〕

土中より出土した、当時の在地において確かに「条―里―坪」の条里呼称法が使用されていたことを明示する重要な史料である。

これまでの史料の検討により、近江国においては、すでに奈良中期には「十一一条二里一柴原田六十歩」の如き条里呼称法が導入・整備され、平安初期までには定着していたと考えてよい。しかし、条里の最も基本となすべき一町四方の空間を指し

四 越前国の「町」地名

このように、近江国に広く分布する「町」地名については、奈良中期から平安中期に至る史料の検討からは、その由来を明らかにしたい。

けれども、調査の目をひとたび越前国に向けた場合、注目すべき事実と出会うこととなる。

図3として示したのは、鯖江市の東方に位置する今立町南中山の小字図¹⁶である。南西角に始まって北行する千鳥式の坪並として、「一ノ坪」・「七ノ坪」・「十三」・「十八」の各小字名が遺存している。

しかし、この図においてさらに留意すべきは、このような「坪」地名ではなく、「坪」地名と混在して存在する「二之町」・「四之町」・「五之町」・「六之町」・「八ヶ町」などの「町」地名なのである。「坪」地名がそうであるように、「町」地名も条里制に基づく阡陌地割の上のり、確かに条里呼称に相当する位置を占めているのである。

「下惣ヶ町」の「惣」の文字は、「三」の転訛としてまれに用いられるものであり、これも「町」地名に含めてよいであろう。さらには、上記の「十三」・「十八」とも、十三坪・十八坪の略と速断することはできないのである。これとても、あるいは十三町・十八町の略である可能性も全くなしとはしない。

以上の状況は、前に述べた近江国の小字名の分布と同一であり、さらには、「塚町」の如き個有名詞をともなう「町」地名がこれまた数多く存在する状況までもが、近江国と全く同じである。すなわち、条里呼称法が導入・整備された奈良中期からのその定着をみた平安初期の段階においては「条―里―坊」の呼称を用い、それ以後のある時点

に「条―里―坪」の呼称へと全面的に変更がなされた越前国であるにもかかわらず¹⁵、越前国に特有の四分法の条里の復原に資する現在の小字名の大半が、「二之町」・「十之町」の如き、近江国と同じ「町」地名なのである。

これを如何に考えるのか。解明の糸口は、この点にかかっていると云つてよい。

同じく越前国の丹生郡と足羽郡の小字名を精査した田中正人¹⁶によれば、丹生郡の条里の復原に利用しうる遺存地名は、総数七八のうち、何と五三例までが「町」地名であり、「坪」地名はわずか一六例にすぎない。足羽郡は遺存地名そのものが少ないが、「町」地名が残ることに違いはない。

このように、越前国に残る条里関連の地名は、実はその大半が「町」地名なのであり、影響力の大きさを窺い知ることができる。しかし、「町」地名がかように数多く残るにもかかわらず、近江国においてもそうであったと同様に、この越前国においても、やはり史料からはその由来をストレートに導きえないのである。

そして、もう一つ注意すべきは、奈良期の複数史料で唯一その存在を確認しうる越前国の「条―里―坊」呼称のうち、とくに最も基本となすべき「坊」呼称が、管見の小字名の上では、ただ一つも遺存していないことである¹⁷。この事実を如何に考えればよいのであろうか。

越前国の条里制研究においても、ひとり東大寺領荘園の研究のみが屹立し、その基礎となすべき「坊」呼称と「町」地名に関しては、ほとんど注意が払われず、正当な評価がなされてこなかったのではないか。

ここで注目したいのが、『和名抄』の記載である。とくに、巻一の「町」の頁には、「蒼頡篇云町他丁反^{和名末知}田区也」とある。『和名抄』が編まれた平安前期から中期において、町が田区を意味するものであると認識され、「未^ま知^ち」と読まれていたことが判る。さらに、巻十の「坊」の頁には、「聲類云房反^{和名萬知}別屋也又村坊也字苑云村尊反^{和名無良}」

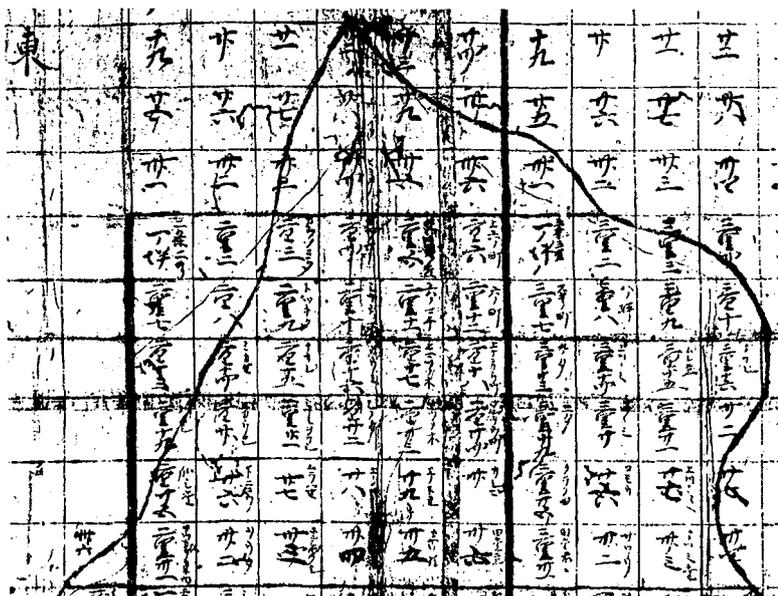


図4 近江国瀬保荘条里図(部分)

野外聚居也」とある。すなわち、「坊」の文字も確かに「萬知」と訓じていたことが明らかとなる。

他に参考すべき史料もなく、速断はさげねばならないが、次のような想定も、目下の一案として許されよう。

すなわち、越前国に多く残る「町」地名は、この国において奈良中期から平安初期にかけて使用されていた「条―里―坊」の「坊」呼称の遺称地名ではないのか²⁰。このように考えない限り、「坪」地名より数多く残る「町」地名の由来を解けないのではないか。

仮に、この想定が正鵠をえたものであるならば、越前国と全く同じ小字名の残存状況をなしている近江国においても、同じプロセスを考えてもよいのではないか。

五 「町」地名を記す史料

それでは、古代・中世の史料の上で、「町」呼称の存在を確認できるのであるか。

近江国に関しては、目下、史料の調査中ではあるが、管見の範囲で、まずは著名な邨保莊条里図^②を示しえよう。この絵図は、室町期の成立と推定され、野洲郡の一条一里より四条七里におよぶ条里坪付と小字名を、きわめて詳細に記している。その中で、とくに注目すべきは、二条二里六坪の小字名として「上六ノ町」を、そして、それに接する十一坪に「六ノマチ」・十二坪に「六ノ町」の小字名を記していることである。

この絵図の存在により、室町期の近江国の野洲郡においては、小字名として確かに「六ノ町」の如き「町」地名が存在していたこと、「チヨウ」ではなくて「まち」と読まれていたこと、他でもない、野洲郡二条二里六坪の小字名が「上六ノ町」であったことが判明する。その意味においても、この絵図は、野洲郡の条里制研究のみではなく、近江国全体の条里呼称法を考える上からも、重要な史料と云わねばならない。

そして、さらには、「六ノ町」に接して「スギノ町」の如き個有名詞の「町」地名の存在をも明示しており、この点からも重要である。

このように、近江国における「町」地名を明記した史料の存在が明らかになった以上、他の国においてもその存在が想定されよう。無論、その主旨にそって、本来ならば各国ごとに、奈良期から平安・鎌倉期をへて室町期に至る全史料の悉皆調査をなすべきであろうが、目下の私には余ることであり、今は管見の範囲で認めえた、二・三の事例を以下に示すに止めたい。

a 年不詳 鳥羽天皇宣旨案裏書²²

小世良村 一坪陸拾歩 二坪陸段 (中略)

十七町陸拾歩 (後略)

この史料は、永久五年(一一一七)に、著名な東大寺領の美濃国茜部莊に対して出された宣旨案の裏書である。したがって、正確な年代は残念ながら判明しない。

この裏書は、ほんの短いものではあるが、小世良村の一坪から三六坪までと、大原村の一坪から五坪までの、おそらくは田地の面積を書き上げたものの断簡であろう。その中で、小世良村の十七坪のみは坪と記さず、明らかに「十七町」と書かれている点に注目したい。ただ、これとても、すでに編者が注記する如く、これのみ坪の文字の誤記と考えることもあるいは可能であろうが、ここでは取り敢えず、「町」呼称を記す数少ない史料の一つとして注目しておきたい。なお、この裏書に記す小世良村と大原村は、著名な備後国の大田莊と考えてよい²³。

b 文治五年(一一八九) 摂津垂水西牧榎坂郷田畠取状²⁴

(三条二里)

四坪丁

新位田一反西 得武三反 則行二反 忠吉二反

『廿名二反』長寸二反 有末一反
『卅名六反』

五ノ町	新位田一反大	長寸七段	荒大	武行一反
	常荒半	門田一反	乍六反小	
	乍九段	卅名九段		友久二反

中世村落史の研究で有名な史料である。この史料においては、他にも三条二里の中で、六ノ町・七ノ町・八ノ町・九ノ町・十ノ町・十八ノ町・廿一ノ町の表記が確認できる。同じ三条二里においても、「三坪丁」・「十七坪町」の如き記載があることよりすれば、「五ノ町」は「五ノ坪一町」の略ではなく、やはり明確に書きわけたと考えるべきであろう。

その証左としては、三条一里の「廿二丁一丁」の表記を示しえよう。これは廿一ノ町一町の略であり、他でもない「町」の呼称の存在を確定するものである。

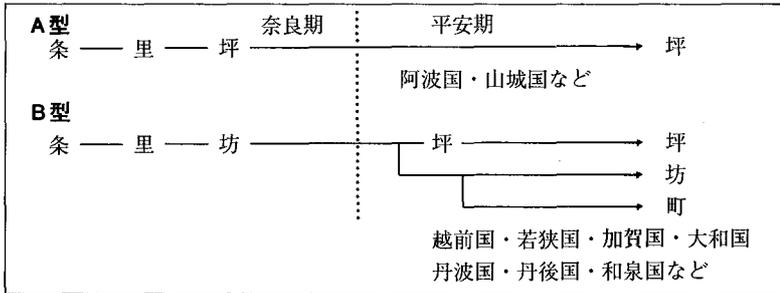
さらに、史料中には「廿五ノ」・「卅二ノ七段」などと略記された事例も散見される。これとても、「坪」呼称はすべて「十九坪五段小」の如く必ず書いていることよりすれば、やはり、「廿五ノ(町)」・「卅二ノ(町)七段」の略である可能性が高い。

この史料により、平安末から鎌倉初期の摂津国において、確かに「町」呼称が存在し、条里呼称法に基づく「坪」呼称と併存していたことが明らかとなった。

六 終わりにかえて

近江国に広く分布する「町」地名の解明をめざしてスタートした小論において、多少なりとも明らかにしえた事柄

表3 「坪」呼称・「坊」呼称とその変化（未完）



を以下に示し、今後の研究にむけての第一歩としたい。

まず、近江国においては、湖東・湖北を中心として、ほぼ全域に「八ノ町」の如き数詞を冠した「町」地名が多く存在している。そして、この「町」地名は、条里制に基づく阡陌地割の上にその大半が確かにのつており、しかも、条里制に基づく「坪」地名と混在しているのである。「町」地名・阡陌地割・「坪」地名がセットで存在する以上、やはり、「町」地名は条里呼称法の一つと考えざるをえないのではないか。さらに、この存在形態は、北接する越前国においても全く同一であり、先の想定を補足する。

その由来に関しては、近江国の史料からは残念ながらたどりえない。しかし、越前国の史料・地名の遺存状況などから推して、奈良中期から平安期の越前国において広く使用されていた「条―里―坊^{まち}」呼称の遺称であると考えて大過あるまい。

このような想定が、正に正鵠をえたものであるならば、次の如き作業仮説も多少の意義を有しえよう。

すなわち、これまで条里制の研究に際して一般常識として有してきた「条―里―坪」の条里呼称法の他に、今日、「町」地名として遺存する「条―里―坊^{まち}」の条里呼称法も、実は多くの国で使用されていたのではないのか。

「条―里―坪」系統の条里呼称法を使用した国においては、条里呼称法が導

入された奈良中期より今日まで、条里の最も基礎となすべき一町四方の空間を、基本的には一貫して坪と称し、今日も「坪」地名のみが広く分布する。この系統には、阿波国・山城国などが属するであろうか。

これに対して、「条―里―坊」系統の条里呼称法を使用してきた国においては、恐らくは、平安期に坊から坪への全面改訂がなされたために、今日では、多くの「坪」地名と、少数の「坊」地名・「町」地名が混在していると考えてもよいのではないか。けれども、何故にか、その代表例たるべき近江国・越前国においても「八ノ坊」の如き「坊」地名はほとんど遺存しておらず、すべてとは云わぬまでも、その大半が「町」地名なのである。

この点に関しては、詳細な検討は今後の研究に俟つものの、目下のところは次のような説明を考えている。すなわち、一町四方の空間を指し示す「坊」の文字・呼称は、奈良中期から平安初期にかけての導入当時の「坪」呼称がそうであったように、使用する農民にとっては、なじみの薄い、きわめて機械的な、支配者的な呼称であり、在地に根をおろしたものであったとは認めがたいのである。そして、「坪」呼称に全面改訂されて定着した平安前期以降においても、旧来の「坊」の文字・呼称は使用されず、田畠の面積の単位であり、田区をさす語句でもあった「町」の文字・呼称を通字として使用してきただけではないのか。

無論、上記の説明ですべてが解けうるものとは考えておらず、他にも、都城の条坊呼称法の基本となすべき空間を、すでに平城京の末期の段階で「町」と称していたことは確実で、これに続く長岡京・平安京においてもこの「町」呼称を全面的に採用していたことも、その要因の一つとして挙げておかねばなるまい。

そして、近江国・越前国と同じく、条里制に基づく阡陌地割の上に、多くの「坪」地名と少数の「町」地名の混在を認めうる若狭国・加賀国・大和国・丹波国・丹後国・和泉国・備前国などの存在が明らかになりつつある現

在の研究段階においては、近江国よりスタートした小さな研究ではあるが、実は条里呼称法全体にかかわる重要な基本的な問題ではないのか。さらには、条里呼称法が遅速の差を認めつつも、全国で導入された奈良中期から平安初期においては、むしろ「条―里―坊」系統の呼称法の方が、より多くの国々で使用されていたのではないのかなど、多くの新しい課題を提示していると云えよう。

条里呼称法の研究においては、解明せねばならない多くの問題点をかかえている。さらに意欲的な研究がなされることが期待される。

〈付記〉

本稿は、筆者が目下研究を進めている条里制に関する歴史地理学的研究の一部をなすものである。調査に際して御配慮いただきました滋賀県の関係各市町村の皆様、福井調査に際して公私ともに御世話下さいました田中正人氏（現・福井県立丹生高等学校）に心より御礼申し上げます。

大学院卒業の後も、あたたかい励ましの御言葉と多くの御教示をいただいております菊地利夫先生・千葉徳爾先生・黒崎千晴先生・石井英也先生ならびに大学院の先輩諸氏に厚く御礼申し上げます。

また、滋賀大学での学会発表に際し、有益な御助言を賜りました足利健亮・木下 良・戸祭由美夫・井戸庄三・金坂清則・金田章裕・水津一郎の各先生方に、この紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

最後になりましたが、一九八七年春、筑波大学を御退官されました黒崎千晴先生に、小論を献呈いたします。

なお、本稿は、一九八七年度文部省科学研究費（課題番号六二九〇四〇四〇）条里坪付法における「坪」呼称の導入をめぐる（て）による成果の一部をなすものである。

註

- (1) 米倉二郎「農村計画としての条里制」『地理論叢 一』、一九三三。「律令時代初期の村落」『地理論叢 二』、一九三三。
- (2) 足利健亮「古代の郡郷等における正倉院追求試論・第二報—近江国の場合—」『人文』一二、一九六六。
- (3) 足利健亮「近江の条里」(藤岡謙二郎編『びわ湖周遊』ナカニシヤ出版、一九八〇)、七三—八四頁。
- (4) 服部昌之「律令国家の歴史地理学的研究」大明堂、一九八三。
- (5) 金田章裕「条里と村落の歴史地理学研究」大明堂、一九八五。
- (6) 拙稿「条里呼称法の基本的研究(その一)—「坪」呼称の導入とその周辺—」人文地理学会研究発表要旨、一九八七、七八—七九頁。
- (7) 拙稿「書評 金田章裕著『条里と村落の歴史地理学研究』」史境一四、一九八七、一三六—一四〇頁。
- (8) 長浜市税務課作成『長浜市小字分布図』による。
- (9) 『大日本古文書』三卷—二四二頁。
- (10) 『日本荘園絵図集成』上—一五頁。
- (11) 石上英一「弘福寺及び東大寺を中心とした古代寺領荘園の歴史地理学的研究」東京大学史料編纂所報十 九、一九八四、六九—七〇頁。
- (12) 『大日本古文書』六卷—五九九頁。
- (13) 『平安遺文』一卷—一五号。
- (14) 前掲 (6)
- (15) 『平安遺文』一卷—二八号。
- (16) 丸山竜平「鴨遺跡の発掘調査」日本歴史三八一、一九八〇、九四—九五頁。
- (17) 福井県史編纂室の御好意による。この紙面を御借りして厚く御礼申し上げます。
- (18) 前掲 (6)
- (19) 田中正人氏の御教示による。

- (19) 田中正人氏の御教示による。
- (20) 「越前の条里制」福井県史研究・創刊号、一九八四 において、真柄甚松・田中正人の両氏がこの点を逸早く指摘している。とくに三三頁の注(6)。
- (21) 『日本荘園絵図集成』下―四頁。他にも、『滋賀県史』第二卷、『尺度綜攷』にも同図を載せている。
- (22) 『平安遺文』第五卷―一八八二号。
- (23) 高重 進『古代・中世の耕地と村落』大明堂、一九七五、二六八―二七〇頁。
- (24) 『鎌倉遺文』一巻―三七六号・三七七号。
- (25) 従来は、平城京において「坪」と「坊」が使用され、長岡京・平安京において「町」に全面改訂されたと考えられてきた。条坊呼称法の詳細な検討については、別稿を用意している。
- (26) 若狭国の条里に関しては、田中完一先生に多くの御教示をいただきました。厚く御礼申し上げます。
- (27) 田中完一「敦賀・若狭の条里」自然と社会四三、一一―一七頁。
- (28) 加賀国は弘仁一四年(八二三)に分立するまでは越前国に属しており、当然とも云えよう。服部昌之「古代の直線国境について」歴史地理学紀要一七、一九七五、一八一―二〇頁。